

監査等実施基準

昭和 54 年 4 月 13 日
監査委員協議会決定

改正 昭和 57 年 3 月 10 日監査委員協議会、平成 3 年 9 月 27 日、8 年 3 月 29 日、
12 年 1 月 7 日、12 年 3 月 31 日、17 年 3 月 31 日、20 年 7 月 15 日、24 年 3 月 9
日、25 年 2 月 18 日、25 年 3 月 12 日、26 年 3 月 11 日、26 年 5 月 15 日、27 年 3
月 13 日、28 年 3 月 15 日

監査等実施基準を、次のとおり定める。

監査等実施基準

第 1 趣旨

この基準は、神奈川県監査委員職務執行規程（昭和 54 年監査委員告示第 1 号）第 9 条の規定に基づき、監査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 監査等の実施内容

1 定期監査

(1) 財務監査

ア 監査対象

県の財務に関する事務の執行及び県が経営する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部又は一部が適用される事業の管理

イ 監査事項

- (ア) 予算執行の適否
- (イ) 収入の適否
- (ウ) 支出の適否
- (エ) 会計事務処理の適否
- (オ) 契約締結手続及び履行の適否
- (カ) 課税徴収事務の適否
- (キ) 工事執行の適否
- (ク) 補助金その他財政的援助の適否
- (ケ) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (コ) 財産の取得、管理及び処分の適否

（以上のほか公営企業については、次の事項を附加する。）

- (サ) 事業経営管理の適否
- (シ) 会計経理事務の適否
- ウ その他

説明書の様式は別に定める。

(2) 事務監査

ア 監査対象

県の事務の執行

イ 監査事項

- (ア) 事務事業執行の適否
- (イ) 組織及び執行体制の当否
- (ウ) その他必要と認める事項

ウ その他

説明書の様式は別に定める。

2 随時監査

次の区分により行うものとし、箇所及び監査方法については、代表監査委員がその都度定める。

(1) 年度末財務監査

定期監査を対象年度の途中に実施した箇所において、定期監査実施後の財務の執行を中心に監査するもの。

(2) 補完的財務監査

定期監査の結果、指摘等のあった箇所において、その後の対応などを監査するもの。

(3) 特定財務監査

特定の財務に関する事務の執行について、定期監査とは別に監査するもの。

(4) 臨時財務監査

上記(1)から(3)とは別に、臨時に監査するもの。

3 特定事務監査

特定の事務の執行を監査対象とし、監査事項、監査方法については、その都度定める。

4 財政的援助団体等の監査

(1) 監査対象

当該財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行

(2) 監査事項

- ア 当該財政的援助等に係る事務事業の執行管理並びにその会計処理の適否
- イ 当該財政的援助等の受入返還の適否
- ウ 当該財政的援助等の使途の適否

エ その他必要と認める事項

(3) その他

実施箇所の選定方針及び説明書の様式は別に定める。

5 指定金融機関等の監査

(1) 監査対象

指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の取り扱う公金の収納又は支払事務

(2) 監査事項

ア 公金の収納、支払等の事務処理の適否

イ 指定契約の履行の適否

ウ その他必要と認める事項

(3) その他

説明書の様式は、その都度定める。

6 例月出納検査

(1) 検査対象

現金の出納

(2) 検査事項

ア 出納計数の正否

イ 出納事務並びに出納手続の適否

ウ 現金の出納に係る事務処理の適否

エ その他必要と認める事項

(3) その他

説明書の様式は別に定める。

7 決算審査

(1) 審査対象

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の各会計

(2) 審査事項

ア 一般会計及び特別会計

(ア) 決算計数（財産に関する調書の計数を含む。）の正確性

(イ) 予算管理（予算の補正、流用等）及び決算整理（不用額計上等）の的確性

(ウ) 決算の内容又は財政状況に関する意見の有無

(I) その他必要と認める事項

イ 公営企業会計

(ア) 決算計数の正確性及び決算表示の明瞭性

(イ) 企業経済性の発揮又は公共の福祉の増進に関する意見の有無

- (ウ) 経営に関する意見の有無
- (I) その他必要と認める事項
- (3) その他

説明書の様式は別に定める。

- 8 基金運用状況の審査
審査事項、審査方法については、その都度定める。
- 9 健全化判断比率及び資金不足比率の審査
審査事項、審査方法については、その都度定める。
- 10 直接請求による監査
監査事項、監査方法等については、請求の内容により、その都度定める。
- 11 議会の請求による監査
監査事項、監査方法等については、請求の内容により、その都度定める。
- 12 知事の要求による監査
監査事項、監査方法等については、要求の内容により、その都度定める。
- 13 住民監査請求による監査
監査事項、監査方法等については、請求の内容により、その都度定める。
- 14 職員の賠償責任に関する監査
監査事項、監査方法等については、請求の内容により、その都度定める。

第3 監査の進行

1 監査の通知

監査の種別、実施箇所（監査を実施する各執行機関をいう。以下同じ。）又は実施単位（一つ又は複数の実施箇所から成る監査実行単位をいう。以下同じ。）、実施期日、監査（甲）及び監査（乙）の区分、職員調査の期日並びに説明書の提出期限を関係機関に通知するものとする。

2 職員調査

- (1) 職員調査は、実施箇所の職員からの説明聴取、関係書類、帳簿の調査・照合、現場調査等の方法により行う。
- (2) 出先機関の職員調査において、本課が定める事務の取扱いに関して疑義があるときは、別に本課の職員に確認することができる。
- (3) 職員調査の結果は、速やかに復命するものとする。

3 監査の実施

- (1) 監査（甲）は、原則として、実施単位又は実施箇所の長から幹部職員の紹介、説明書の説明を受けたのち質疑応答をし、必要な改善、是正すべき事項の指摘等を行うものとする。
- (2) 監査（甲）に出席する者は、実施単位又は実施箇所の長及び主たる職員とす

る。ただし、次に掲げる関係機関の職員の出席を求めることができる。

ア 本庁各室、課については、所管局長又は副局長

イ 出先機関については、実施箇所を所管する機関の長又はその代理

ウ 財政的援助団体等については、実施箇所に係る財政的援助等を所管する機関の長又はその代理

(3) 監査(乙)については、職員調査終了後、講評を行うものとする。

(4) その他の監査の実施については、その都度委員が協議して行う。

4 監査の結果

(1) 監査の結果、指摘(出先機関の監査における本課に対する指摘を含む。)したものは「不適切事項」と「要改善事項」に区分して「監査の結果に関する報告」に記載する。また、指摘に至らなかったもののうち所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」とする。このほか、監査の結果に基づいて、組織及び運営の合理化に資するため、特に意見を付言する必要があるものを「合理化意見」とする。

(2) 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

ア 法令に違反すると認められる事案

イ 予算目的に反していると認められる事案

ウ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案

エ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

オ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

(3) 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(4) 「注意事項」とは、(2)のアからエまでに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められる事案(ただし、県に実損を生じさせたものを除く。)で、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び(3)のア又はイのいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。

ア 過誤の金額が1万円未満のもの(単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。)

イ 調定時期、支払時期等の遅れが3ヶ月以内のもの

ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの

(5) 「合理化意見」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 199 条第 10 項に基づく意見として、「監査の結果に関する報告」と併せて提出するものとする。

(6) 不適切事項、要改善事項、注意事項及び合理化意見については、監査事務局長から所管局長等に通知する。

5 関係者への照会

監査について必要があるときは、関係者に照会し、文書により回答を求めることができる。

6 監査記録

監査記録は、是正すべき事項、改善を要する事項及び主たる質疑事項等を記録するものとする。

第 4 その他

この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、昭和 54 年 4 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 10 日監査委員協議会決定）

この基準は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 27 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 1 月 7 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 12 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日監査委員協議会決定）

1 この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この基準の施行日前に知事、委員会及び委員が執行したその権限に属する事務の執行に関する事務監査については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 16 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 20 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日監査委員協議会決定）

この基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。ただし、この基準の施行の日において、平成 24 年の定期監査を実施していない出先機関にあっては、当該監査の結果の区分については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 18 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 11 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 15 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 13 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日監査委員協議会決定）
この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。